

9 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化に向けた庁内の総合的な体制づくり

J T 上田工場跡地利活用調整委員会の設置

日本たばこ産業株式会社上田工場は平成 1 7 年 3 月に操業を停止したが、工場用地が約 19 h a と広大であり、用地の利活用の方向性によっては、中心市街地の活性化に対して大きなポテンシャルを持つことから、行政としても一定の関わりを持つため庁内に「 J T 上田工場跡地利活用調整委員会」を設置し、論議することとなった。

設 置 年 月 日	平成 1 8 年 5 月 1 1 日
構 成	市長、助役（当時、現副市長）、収入役（当時）、教育長、上下水道事業管理者 全部長職

[委員会] (1 8 名)

助役（委員長）、収入役、教育長、上下水道事業管理者、政策企画局長、総務部長、政策参事、財政部長、市民生活部長、健康福祉部長、商工観光部長、農政部長、都市建設部長、消防部長、教育次長、丸子地域自治センター長、真田地域自治センター長、武石地域自治センター長

[事務局] 政策企画

[公共利用検討部会（部会長：政策企画局長）]

政策企画課、自治振興課、財政課、管財課、消防部、教育総務課、文化振興課、体育課、都市計画課、建築指導課、公園緑地課、土木課

[開発調整部会（部会長：都市建設部長）]

都市計画課（主幹課）、財政課、土木課、管理課、公園緑地課、建築指導課、上下水道局、商工課、生活環境課、廃棄物対策課、消防部、土地改良課

庁内の関係各課で構成された中心市街地調整委員会の設置

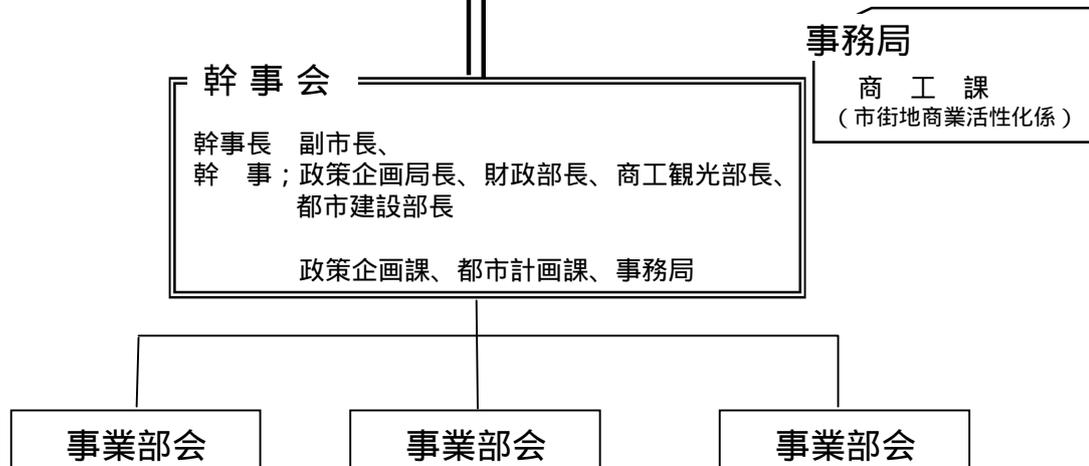
中心市街地の活性化に大きなポテンシャルを持つ J T 開発地の利活用以外にも、庁内の複数部局において課題を有していることから、中心市街地活性化に関する事業の実施について組織横断的に調整及び連携を図る必要があるため、一元化を図る委員会を設置した。

設 置 年 月 日	平成 2 1 年 3 月 2 5 日
構 成	市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者 全部長職

上田市中心市街地活性化調整委員会

全体会

委員長 市長
副委員長 副市長（幹事長）
委員；教育長、上下水道事業管理者、政策企画局長、総務部長、財政部長、市民生活部長、健康福祉部長、子ども未来部長、商工観光部長、農政部長、都市建設部長、消防部長、教育次長、丸子地域自治センター長、真田地域自治センター長、武石地域自治センター長、会計管理者



市長を委員長、副市長を副委員長とし、他の特別職、関係部長で組織する。
委員会に、全体会、幹事会、事業部会を設け、事務局は商工課に置く。
幹事は、副市長を幹事長として、政策企画局長、財政部長、都市建設部長、商工観光部長が就任し、事務局及び案件に応じて関係部課長を加えて幹事会を構成する。
委員会の意思決定は、幹事会の決定を経て、全体会において決定するものとする。
事業部会は、個別事業または事業地区ごと必要に応じて幹事長が設置し、部会長は当該事業における関係部長があたる。部会での検討結果は、幹事会に報告するものとする。

第2期中心市街地活性化基本計画庁内調整（平成26年）

- (1) 第1回庁内調整会議 5月23日(金)説明、第1回事業調査について
- (2) 第2回庁内調整会議 8月18日(金)第2回事業調査について
- (3) 第3回庁内調整会議 11月20日(木)第3回事業調査について
- (4) 第4回庁内調整会議 関係省庁補助金等との調整(経済産業省、国土交通省他)

第2期中心市街地活性化基本計画策定委員会（平成26年）

- (1) 第1回 8月1日(金)第1期計画(概要)第2期計画方針他
- (2) 第2回 9月16日(火)第2期計画掲載事業他
- (3) 第3回 11月14日(金)第2期計画「意義、テーマ、基本方針、拠点」
- (4) 第4回 11月26日(木)第2期計画「意義、テーマ、基本方針、拠点」他
- (5) 正副会長会議(拡大)
12月3日(水)基本計画の市長報告(案)作成
- (6) 市長報告 12月12日(金)正副会長代表

第2期上田市中心市街地活性化基本計画（上田地区）策定委員

（敬称略）

氏名	所属団体等	氏名	所属団体等
禹 在勇	策定委員会会長 長野大学企業情報学部	畠中 俊哉	策定委員会副会長 上田商業21世紀会
中村 彰	南部地区自治会連合会	布施 教子	上田地域消費者の会
若林 実	上田市商店会連合会(松尾町)	池田 元子	NPO法人ゲートウェイ信州上 田城下町
瀬下 敦	海野町商店街振興組合	石澤 孝	信州大学教育学部
加藤 泰子	本町商工親交会	服部 玲子	(株)オズクリエイトジャパン
渡辺洋一郎	上田商工会議所(天神)	井上 拓磨	(一社)ループサンパチ
岡崎美都里	柳町まちづくり協議会	春野 仁宣	商店主(海野町商店街)
伊藤 友江	NPO法人食と農まちづくりネット ワーク		

パブリックコメント：募集：平成26年12月18日～29日まで募集期間を設け、郵送、FAX、電子メール、市役所本庁舎での受付による方法で実施

(2) 市議会との連携

市街地活性化特別対策委員会の設置

対等新設合併によって発足した新上田市のまちづくりに必要な中心市街地の活性化並びに公共用地の利活用に関することについて論議する市街地活性化特別対策委員会が市議会に発足し、市側との情報交換、連絡・調整を図ることとなった。

設置年月日	平成18年6月22日
構成	市議会議員10人

第1回 平成18年6月22日

第2回 平成18年7月24日

第3回 平成18年8月10日

第4回 平成19年5月28日（完結）

協議題1 JT上田工場跡地利用に関する経過について、

協議題2 仮称上田市天神三丁目土地区画整理事業土地利用・整備計画案について、

協議題3 県による上田警察署移転用地の取得について

協議題4 中心市街地活性化基本計画策定の経過について概要

商業活性化議員懇談会の設置

上田市が東信州において商業の拠点都市であること、旧丸子町が行政区域を超えて上田市の商圏のうち、依田窪地域(旧丸子町、旧武石村、長和町)の住民にとっても一定の拠点的な役割を担っていることから、上田市全般の商業についても行政並びに関係者との情報交換・連絡調整を図るため、市街地活性化対策特別委員会とは別に市議会議員の自主的な組織として商業活性化議員懇談会が設置された。

設置年月日	平成18年6月22日
構成	市議会議員（発足当初8名、現在は14名）

第1回 平成18年6月22日

- 第 2 回 平成 18 年 7 月 31 日
- 第 2 回 平成 18 年 10 月 3 日
- 第 3 回 平成 18 年 10 月 23 日
- 第 4 回 平成 19 年 6 月 25 日
- 第 5 回 平成 20 年 2 月 19 日
- 第 6 回 平成 20 年 6 月 27 日
- 第 7 回 平成 20 年 8 月 4 日
- 第 8 回 平成 20 年 10 月 3 日
- 第 9 回 平成 20 年 12 月 19 日
- 第 10 回 平成 21 年 2 月 21 日
- 第 11 回 平成 21 年 4 月 24 日

(3) 中心市街地の活性化に係る各種検討組織の設置

イトーヨーカ堂の出店にかかる関係者連絡会議の設置

平成 17 年 3 月に操業を停止した日本たばこ産業株式会社上田工場(以下「JT 跡地」)の跡地は、面積が約 19ha という広大な土地でありながら、上田駅から歩いて 10 分程度という中心市街地の一角にある土地として、今後の中心市街地の活性化に大きな影響を持つことも想定されたことから、市議会や市民の間でも大きな論議となった。

地元経済関係者を代表する上田商工会議所内においても、会員による内部組織の「卸商業小売部会」、「明日の市街地活性化を考える委員会」、「明日の地域経済を考える委員会」などで論議があったほか、市長を呼んで意見交換会を実施するなどして、会議所としても対応を図っていた。

その後、商工会議所では、この問題について内部でも組織横断的に意見交換を行うため平成 18 年 2 月に「JT 跡地問題検討のための合同会議・小委員会」を設置し、さらに行政、商店街関係者と中心市街地の活性化のために協力し、連絡調整を行うこととして「イトーヨーカ堂の出店に係る関係者連絡会議」を設置することとなった。

設 置 年 月 日	平成 19 年 3 月 13 日
構 成	商工会議所 副会頭 2 名 (市街地活性化担当) (地域経済担当) 明日の地域経済を考える委員会委員長 明日の市街地活性化を考える会委員長 卸・商業小売部会長 商店街 中央通り商店街振興組合理事長ほか 海野町商店街振興組合理事長ほか 松尾町商店街振興組合理事長ほか 天神商店街振興組合理事長ほか 上田市商店会連合会会長ほか 上田市

商工観光部長、商工課長、市街地商業活性化主幹
政策企画局長、政策企画課長ほか
(事務局)
商工会議所専務理事ほか

第1回 平成19年3月13日 参加者意見交換

第2回 平成19年6月20日 日本たばこ産業株式会社による土地利用計画の説明

第3回 平成19年8月31日 株式会社イトーヨーカ堂による出店計画の説明

第4回 平成20年2月27日 上記2社との意見交換

この間、上田商工会議所では「まちづくり支援室」を設置、職員2名を配属して中心市街地の活性化について専任体制を敷くこととなった。

また、商工会議所において「出店を視野に入れた視点からの街づくりの論議に入るべきだ」との意思決定がなされた。

この連絡会議は、イトーヨーカ堂の出店問題にテーマを限定して論議していたが、中心市街地の活性化全体について論議が必要であるとされ、発展的に解消し、中心市街地活性化協議会の設立に向けて検討を進めることとなった。(完結)

日本たばこ産業株式会社上田工場跡地における公共的整備内容に関する研究会の設置

J T跡地は上田駅から至近の場所にあり、中心市街地及び平成18年3月に新設合併によって発足した新上田市の発展に寄与する可能性を持った土地である。

上田市としては、開発の主体を民間においてまちづくりの視点での利活用を土地の所有者である日本たばこ産業株式会社に求めた。

この結果、同社から敷地の活用について次の基本コンセプトが示された。

- ・ 中心市街地の一端を担う商業的な「賑わいの拠点」
- ・ 千曲川の魅力を最大限に引き出す「水と緑の拠点」
- ・ 上田城跡公園とのネットワーク形成による「文化の拠点」

これに対し上田市としては、同社に民間の開発であるが中心市街地及び新上田市全体の発展につながる土地利用を求めると同時に、公共利用について市民参画を得た「J T上田工場跡地における公共的整備内容に関する研究会」を設置し、検討を進めることとした。

設 置 年 月 日	平成18年8月4日
構 成	地域代表、学識経験者、関係団体、上田市議会、上田商工会議所、公募、上田市 (計20名) (事務局) 政策企画局政策企画課

第1回 平成18年8月4日

第2回 平成18年8月10日

第3回 平成18年8月31日

第4回 平成18年9月21日

第5回 平成18年10月13日

第6回 平成18年10月23日

第7回 平成18年11月28日 (完結)

研究会では、J T跡地に導入すべき公共施設として、市民会館又は文化会館に美術館等を加えた「交流・文化施設」及び市民公園・広場からなる新生上田市のシンボルとしての施設整備が適当と判断した。

交流・文化施設等整備検討委員会の設置

J T跡地の一部について、上田市として公共利用の基本的な方向性を示した整備の内容について、多くの市民が賛同でき、整備費用、管理運営まで含め財政事情等に配慮した施設整備となるように基本コンセプト、施設の内容、規模、機能などを検討する「交流・文化施設等整備検討委員会」を設置して論議を行った。

設 置 年 月 日	平成 18 年 8 月 4 日
構 成	学識経験者、各種団体代表、地域・市民代表、公募（計 25 名） （事務局）政策企画局交流・文化施設準備室

第 1 回	平成 20 年 8 月 1 日	専門委員会	日時
第 2 回	平成 20 年 8 月 25 日	第 1 回	平成 20 年 10 月 20 日
第 3 回	平成 20 年 9 月 11 日	公園広場部会	平成 20 年 11 月 11 日
第 4 回	平成 20 年 9 月 30 日	美術館部会	平成 20 年 11 月 13 日
第 5 回	平成 20 年 10 月 14 日	第 2 回	平成 20 年 11 月 21 日
第 6 回	平成 20 年 10 月 28 日	ホール部会	平成 20 年 11 月 26 日
第 7 回	平成 20 年 12 月 17 日	第 3 回	平成 20 年 12 月 8 日
第 8 回	平成 21 年 2 月 20 日	第 4 回	平成 21 年 1 月 20 日
第 9 回	平成 21 年 3 月 24 日	第 5 回	平成 21 年 3 月 10 日
第 10 回	平成 21 年 3 月 31 日	第 6 回	平成 21 年 7 月 15 日
第 11 回	平成 21 年 6 月 25 日		（第 13 回検討委員会合同開催）
第 12 回	平成 21 年 7 月 8 日	第 7 回	平成 21 年 8 月 21 日
第 13 回	平成 21 年 7 月 15 日		（第 16 回検討委員会合同開催）
第 14 回	平成 21 年 8 月 6 日		
第 15 回	平成 21 年 8 月 11 日		
第 16 回	平成 21 年 8 月 21 日		
第 17 回	平成 21 年 8 月 28 日		

市民公聴会とパブリックコメントによる意見募集を実施

中間報告に対する市民公聴会 開催状況 期間：5月13日～30日

会場：上田市民会館、上田創造館、丸子ふれあいステーション、真田公民館、武石公民館を会場に計8回開催

パブリックコメント：募集：5月1日～31日まで募集期間を設け、郵送、FAX、電子メール、市役所本庁舎・各地域自治センター及び各公民館計16か所に設置した受付箱への投入による方法

平成21年8月に、検討委員会からのそれまでの「結果報告」が市長に提出された。今後、市は、検討委員会からの報告を踏まえ、さらに検討を加えながら、またさらに市民の意見を聞きながらさらに整備を進めていく。

上田地域における公共交通活性化プラン策定のための検討委員会の設置

平成 18 年に発足した新上田市内では旧来の行政区域ごとに公共交通が構築され、廃止路線代替バス、コミュニティバス、デマンド交通、福祉バスなどの様々な形態が混在していた。これを拡大した新市域に適合させ、新たな地域間交流を促進するため、北陸信越運輸局と上田市が関係者と連携して公共交通の活性化プランの策定について協議することとした。

プランの策定に当たっては、中心市街地への午前、午後それぞれの時間帯で往復及びしなな鉄道を使って長野方面、小諸方面に通勤・通学が可能なサービスレベルの確保ができる内容を目指した。

設 置 年 月 日	平成 18 年 12 月 15 日
構 成	委員会：学識経験者、交通事業者、関係団体、交通利用者、地域代表、上田市、北陸信越運輸局 作業部会：交通事業者、上田市関係課、北陸信越運輸局

委員会

- 第 1 回 平成 18 年 12 月 15 日
- 第 2 回 平成 19 年 3 月 19 日
- 第 3 回 平成 19 年 7 月 18 日
- 第 4 回 平成 19 年 10 月 23 日
- 第 5 回 平成 19 年 12 月 20 日

作業部会

- 第 1 回 平成 19 年 3 月 9 日
- 第 2 回 平成 19 年 10 月 5 日
- 第 3 回 平成 20 年 3 月 6 日
- 第 4 回 平成 20 年 3 月 14 日(完結)

公共交通活性化プランに基づいて中心市街地と周辺と結ぶコミュニティバスについては運行コース、時間などを見直した。

上田市総合交通施策協議会の設置

さらに、より安全で円滑な交通の確保と将来を見据えた持続可能な都市づくりを進めるため、概ね上田市都市計画の用途地域の範囲を対象とした総合的な交通のあり方、施策・事業に関して検討を進めるため総合交通戦略を策定することとした。

設 置 年 月 日	平成 21 年 1 月 16 日
構 成	学識経験者、交通管理者、道路管理者、住民、各種団体、交通事業者 (計 13 名) (事務局) 都市建設部都市計画課

- 第 1 回 平成 21 年 1 月 16 日
- 第 2 回 平成 21 年 6 月 24 日
- 第 3 回 平成 21 年 10 月 9 日
- 第 4 回 平成 21 年 12 月 22 日

今後、「総合交通戦略」の素案をまとめ、パブリックコメントを行い意見募集をしながらまとめていく。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

「イトーヨーカ堂の出店に係る関係者連絡会議」が発展的に解消した後も、中心商店街の四つの商店街振興組合の連絡・調整組織である「上田商業 21 世紀会」において、新たに出店を計画しているアリオ上田との連携を模索する動きや、中心商店街の真ん中に生じた「旧一富士跡地」でのマンション開発計画が浮上するなどの問題が個別に生じていた。

商工会議所においても、「中心市街地活性化準備室」を設置し、中心市街地の活性化に向けて、行政や関係団体と共同作業が行える環境を整えていた。

また、中心市街地活性化基本計画策定委員会の再開などもあり、中心市街地活性化全般について論議する組織の立ち上げが急がれていたが、中心市街地活性化法第 15 条に定めた協議会の設立母体のひとつとなるまちづくり会社又は中心市街地整備推進機構に該当する公益法人がない状態となっていた。

この状態を打開するため、法定の要件は満たしていないが、設立母体の一つであると中心市街地活性化法で定められている上田商工会議所が中心になって上田市中心市街地活性化協議会を設立した。

(1) 中心市街地活性化協議会

設 置 年 月 日	平成 21 年 1 月 29 日
構 成	<p>設立母体：上田商工会議所</p> <p>事業者：・土地区画整理事業関係 日本たばこ産業(株)不動産室</p> <p>・都市福祉施設関係 社会福祉法人上田市社会福祉協議会</p> <p>・住宅の供給、居住環境の改善 大成産業(株)、積水ハウス(株)長野支店、(有)モリタ商事</p> <p>・商業の活性化 上田商業 21 世紀会（4 商店街振興組合代表）、 海野町商店街振興組合、商店街振興組合うえだ原 町一番街商店会、上田市松尾町商店街振興組合、 天神商店街振興組合、上田市商店会連合会、本町 商工親交会、柳町まちづくり協議会、(株)イトーヨ ーカ堂店舗開発部</p> <p>・公共交通関係 しなの鉄道(株)、上田電鉄(株)</p> <p>・地域住民など： まちづくり上田(株)、上田市産業開発公社、信州う えだ農業協同組合、社団法人上田青年会議所、 上田市中央地区自治会連合会、上田市西部地区自 治会連合会、上田・城下町活性会、上田まちづく り推進会議、NPO 法人ルーバンデザイン研究所、 エムケイ商事(株)</p> <p>・行政機関：上田市</p>

本会	運営委員会	プロジェクト別検討会議
平成 20・21 年度	平成 20・21 年度	
第1回 平成 21 年 1 月 29 日	第1回 平成 21 年 2 月 13 日	
第2回 平成 21 年 5 月 7 日	第2回 平成 21 年 2 月 24 日	
第3回 平成 21 年 9 月 24 日	第3回 平成 21 年 3 月 13 日	
第4回 平成 22 年 1 月 18 日	第4回 平成 21 年 4 月 14 日	
	第5回 平成 21 年 9 月 10 日	
	第6回 平成 21 年 12 月 21 日	
	第7回 平成 22 年 1 月 22 日	
平成 22 年度	平成 22 年度	
第1回 平成 22 年 5 月 24 日	第1回 平成 22 年 5 月 11 日	
第2回 平成 23 年 2 月 23 日	第2回 平成 22 年 10 月 8 日	
	第3回 平成 23 年 2 月 9 日	
平成 23 年度	平成 23 年度	
第1回 平成 23 年 7 月 19 日	第1回 平成 23 年 7 月 11 日	
第2回 平成 23 年 9 月 29 日	第2回 平成 23 年 9 月 22 日	
平成 24 年度	平成 24 年度	
第1回 平成 24 年 6 月 6 日	第1回 平成 24 年 5 月 14 日	
平成 25 年度	平成 25 年度	
第1回 平成 25 年 7 月 8 日	第1回 平成 25 年 6 月 26 日	
平成 26 年度	平成 26 年度	
第1回 平成 26 年 10 月 6 日	第1回 平成 26 年 9 月 22 日	
第2回 平成 26 年 12 月 9 日	第2回 平成 26 年 12 月 19 日	

(2) 上田市中心市街地活性化協議会 会員名簿 (H26.10.1 現在) 敬称略・順不同

構成団体等	代表者名	
上田商工会議所	会頭	宮下 茂
まちづくり上田(株)	代表取締役社長	宮下 茂
上田市	市長	母袋 創一
上田観光コンベンション協会	会長	森 良則
上田商業21世紀会(4商店街振興組合代表)	会長	畠中 俊哉
海野町商店街振興組合	理事長	塚田 昭彦
商店街振興組合うえだ原町一番街商店会	理事長	畠中 俊哉
上田市松尾町商店街振興組合	理事長	寺島 秀則
天神商店街振興組合	理事長	渡辺洋一郎
上田市商店会連合会	会長	若林 実
本町商工親交会	会長	木下 克己
上田市中央地区自治会連合会	会長	戸澤 隆

上田市南部地区自治会連合会	会長	中村 彰
信州うえだ農業協同組合	代表理事組合長	芳坂 栄一
社会福祉法人 上田市社会福祉協議会	会長	丸山 正明
社会福祉法人 大志会	理事長	竹内 伊吉
一般社団法人 上田青年会議所	理事長	五十嵐克也
上田・城下町活性化会	会長	森 良則
柳町まちづくり協議会	会長	岡崎 光雄
上田まちづくり推進会議	会長	小笠原光三
NPO 法人ルーバンデザイン研究所	理事長	牧谷 孝則
しなの鉄道(株)	代表取締役社長	藤井 武晴
上田電鉄(株)	代表取締役	角田 朗一
(株)イトーヨーカ堂上田店	店長	高塚 均
(株)セブン-イレブン・ジャパン長野・山梨ゾーン	ゾーンマネジャー	長岡 進作
大成産業(株)	代表取締役	竹内 伊吉
積水ハウス(株) 長野支店	支店長	賀来 裕之
(株)アライ	代表取締役	新井 政男
(有)モリタ商事	代表取締役	森田 千晴
エムケイ商事(株)	代表取締役	河合 良則

(3) 意見書



平成27年 1月 8日

上田市長 母袋 創一様

上田市中心市街地活性化協議会
会長 宮下 茂



新上田市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成26年8月15日付 26商第342号で照会のありました「新上田市中心市街地活性化基本計画（案）」（以下「新基本計画（案）」という）について、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規程に基づき下記のとおり意見書を提出いたします。

なお、当協議会としても目標達成に向け努力してまいり所存でございますので、上田市におかれましてもこれまで以上の連携支援をお願いいたします。

記

中心市街地を取り巻く環境は依然として、厳しい状況が続いております。

当協議会では、上田市とともに、平成22年3月に国の認定を受けた「上田市中心市街地活性化基本計画」に基づき、事業の確実な実施により中心市街地の活性化に努めてきました。

新基本計画（案）は、国の地方創生の方針に合致し、中心市街地のみならず、中心市街地から地域全体の活性化を図るものとなっており、住民の交流、住みやすいまちづくり、活気のあるまちづくり、来街しやすいまちづくりを目指し、具現化させようとする内容であることから、「概ね妥当である」との結論に至りました。

新基本計画（案）記載の事業及び今後計画される事業も含め、事業の確実な実行を図るためには、事業主体者の努力と、新基本計画（案）のテーマにあるように地域が一体となって中心市街地の価値を共有し協働することが大切であり、上田市におかれましても長期的な視点に立った中心市街地活性化の推進をお願いいたします。

以上

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 様々な主体の巻き込み

上田市の中心市街地の活性化にとって利活用の方向性によっては大きなポテンシャルを持つJT跡地は、平成17年3月末に工場の操業を停止し、新生上田市の発足当初からまちづくりにとって大きな課題となっていた。従来は大規模な空き地については、中心市街地の活性化というような公益的な目的で利活用しようとする場合には、行政で一括取得する手法が数多くとられてきたところであるが、当該地については民間が開発の主体となって活性化に寄与する形で事業化が図られるプランが提案された。

これを受けて、行政としても具体的な利活用の段階に入る前に市民及び関係者の意見を聞きながら慎重に進めてきた結果、JT跡地の利活用については市民の理解を得たところである。

新上田市のまちづくり意見発表会の開催

1市2町1村による新設対等合併によって発足した上田市のまちづくりについては、それぞれの地域の住民が、多種多様な意見を持っていた。また、新市発足の約1年前に操業を停止したJT上田工場跡地の利活用についても多くの市民の注目が集まっていた。

住民側としても自発的にこれからのまちづくりについての声を集約しようとする動きがあり、商業者、商工会議所、上田市などによる実行委員会によって「私はこう思う！ 新上田市のまちづくり 16万住民あなたが主役の5分間意見発表会」を開催することとなり、市民23人が意見発表を行った。

開催日：平成18年11月12日

中心市街地活性化シンポジウム

経済産業省が全国7箇所で主催する中心市街地の活性化に関する情報提供や関係者の意識向上を図るためのシンポジウムを開催し、予定した人員を上回る参加者を得た。

開催日：平成21年2月9日

基調講演：横森豊雄氏（関東学院大学教授）

パネルディスカッション：母袋創一（上田市長）、服部年明氏（中小機構まちづくりサポーター）、田口邦勝氏（商工会議所専務理事）、古畑貴生氏（海野町商店街振興組合理事）

(2) 市民に対する広聴

JT開発地をはじめ、中心市街地に存在する大規模な未利用地は活性化に関して大きな影響を及ぼすため、民間事業者が具体的な活用の提案にあたり自らが利活用の内容について説明する市民広聴会を事業者と連携して実施した。

JT開発地

開催日：平成18年5月19日、20日、出席者：開発事業者（日本たばこ産業株式会社）、上田市

旧第一中学校跡地

広聴会：開催日 平成21年1月21日、24日、出席者：土地利用提案者（株式会社ツルヤ）、上田市

審査会：開催日：平成21年2月17日、出席者：商工会議所、商業者団体、地域住民代表、上田市など

JT開発地での「交流文化芸術センター」について「交流・文化施設等整備検討委員会の最終報告を受け、市として運営管理も含めた整備計画や整備に関する長期的な財政見通しも併せて説明会を実施した。

交流・文化施設等整備計画説明会

開催日：平成22年1月7日～26日（10回）

参加者：378人

（3）各種事業との連携・調整

中心市街地活性化協議会では、事業別プロジェクト会議を下部組織として位置づけ、規模の大きな具体的な事業については事業者と商工会議所、行政が参画して連絡・調整を行うこととなっている。また、協議会において、自らの事業と連携を希望する他の事業者とのコーディネートも事務局である商工会議所まちづくり支援室が行うことを予定している。

上田市では観光産業をリーディングプロジェクトと位置づけ、現在は中心市街地にある上田城跡公園への誘客に力を注いでおり、これまでに観光客数を伸ばした実績を残している。

上田城跡公園に來場する観光客は年間100万人近くとなっており、これらの者は中心市街地内で回遊してもらうことで活性化を図れるポテンシャルを持っている。中心商店街をはじめとしてその取組みが始まりつつある。

中心商店街の真ん中に生じた旧一富士跡地の活用については、地元商店街の意向を受けて開発事業者が、それまでに検討していたマンション建設計画を延期して老朽化したビルも含めて一体の跡地開発の可能性について検討を進めている。

また、地方にとって公共交通の存続は非常に重要な意味を持つ。特に高齢化が進展する今後は、中心市街地への來街のために維持することが重要なことであり、住民の協力が不可欠である。

中心市街地と郊外を結ぶ上田電鉄別所線は、「乗って残す」を合言葉に、地域住民が回数券を購入するなどして、平成19年度は乗客数が増加している。

（4）まちづくり上田株式会社

上田商工会議所を中心に論議が続けられ、平成21年6月29日に設立。

発起人は、上田商工会議所の正副会頭及び専務理事。資本金は現在1000万円。

「まちづくり上田株式会社」は、「上田市中心市街地活性化協議会」の主要構成員。

役割として、市街地活性化に関する情報・意見集約及び合意形成を行なっている。

平成21年5月7日 第1回発起人会

平成21年5月28日 第2回発起人会

平成21年6月1日 定款認証

平成21年6月3日 株式申込および払込依頼

平成21年6月23日 創立総会

平成21年6月29日 法人設立登記

10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

現在の上田市は、平成18年3月に1市2町1村が新設対等合併により発足した。合併に当たっては分権型合併を基本とすることとし、平成17年3月にまとめられた新生「上田市」建設計画において旧市の支所、旧町村の役場を地域自治センターとして整備し、周辺部が寂れることのない均衡ある発展を目指すこととし、旧町村の機能を旧上田市の中心に一気に集中するのではなくそれぞれの地域の集積を活用しながらまちづくりを進めることとしてきている。

【第一次上田市総合計画】(平成19年10月策定)

既存ストックの有効活用をベースに、集約型都市構造への誘導を図り、各地域の特色を生かした地域づくりを目指すとともに、土地の有効活用を促し活性化させることにより市街地の再構築を図り、行政・交通・商業・業務・居住等のさまざまな機能が集積された、利便性が高く快適な都市空間を創出していく。

【上田市都市計画マスタープラン】(策定中)

(1) 背景

これまで、上田市には上田都市計画区域と丸子都市計画区域の2つの都市計画区域が存在していたが、平成18年の合併を踏まえ、平成26年3月に2つの都市計画区域を統合し、1つの「上田都市計画区域」として、新しいまちづくりを進めていくこととなった。

(2) 策定方針

上記の背景を踏まえ、上田市が魅力ある住みやすい都市として、一体的かつ持続可能なまちづくりの方向性を示していくために本マスタープランを策定する。

概ね20年後の平成42年を目標年次とし、「地域の個性が輝く生活快適都市“上田”」を基本理念に、高齢化や人口減少社会に対応し、都市機能が集積している中心市街地だけでなく、それぞれの地域自治センター周辺などの地域の拠点において、都市機能の既存ストックを活かした暮らしやすい都市機能集積拠点や生活複合拠点の形成を目指すとともに、地球環境への配慮として、郊外の開発など市街地の拡散をできるだけ抑制し、市内に広がる山林や農地などの自然環境の保全に努めていく。

(3) これまでの経過

平成23年7月	上田市都市計画基礎調査
平成26年3月	県による上田と丸子の都市計画区域の統合
平成26年8月	上田市都市計画審議会に素案の説明
平成26年9月	上田市議会に素案の説明
平成26年10月～11月	地域協議会(9地域)に素案の説明

(4) 今後の予定(平成26年12月1日現在)

平成26年12月	市民説明会(市内5か所)
平成26年12月～ 平成27年1月	素案の縦覧・パブリックコメント
平成27年2月	上田市都市計画審議会
平成27年3月	策定の公告

[2] 都市計画手法の活用

上田市の土地利用のあり方や都市施設の整備の方針など、具体的なまちづくり方針を定めるため策定中の「上田市都市計画マスタープラン」のなかでは、「都市づくりの主要課題」として、人口減少社会、少子高齢化社会などの社会的大きな変化の中において、「生活者の利便性の向上と農地保全や低炭素社会の実現を目指した都市づくり」や「市域一体として市街地の無秩序な拡散を抑制し、それぞれの地域において都市機能の集積や充実を図る集約型都市を形成することが望ましい」と位置付けている。また、「都市づくりの目標と方針」では、「郊外の開発など市街地の拡散を抑制し、各地域における既存ストックを活かした暮らしやすい都市機能集積拠点や生活複合拠点を形成することを目指す」とこととされている。

このことから、上田地域では産業道路周辺や都市計画道路秋和踏入線周辺、丸子地域では国道152号線沿いに広範囲に点在している準工業地域における1万㎡を超える大規模集客施設の立地規制を行った。なお、中心市街地内にある準工業地域は、工業施設が減少し商業施設や戸建て住宅・集合住宅などへの転換が見られるが、今後、必要な場合は、地域特性を十分考慮した上で、適切な土地利用規制に見直す検討も必要と考えている。

準工業地域における大規模集客施設の立地規制（特別用途地区の決定）

対象地域

準工業地域全域226ha（上田地域136ha、丸子地域90ha）

建築物の制限の内容

建築してはならない建築物

劇場、映画館、演芸場又は観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの

<決定までの流れ>

平成21年 7月 特別用途地区に関する住民説明会の開催

平成21年 7月 素案の縦覧・公述申出の受付（申出がなかったため公聴会は開催せず）

平成21年9月～10月 計画案の縦覧

平成22年1月 上田市都市計画審議会開催

平成22年2月 建築条例案の市議会議決

平成22年3月 都市計画決定告示

平成22年3月 建築条例施行

【景観計画について】

市では、各地域の美しい自然や、歴史と文化が生きる魅力がある景観づくりを、より効果的に進めていくために、上田市景観条例（平成18年3月6日条例第210号）を改正し、景観法（平成16年6月18日法律第110号）に基づく「上田市景観計画」を策定した（平成25年3月1日発効）。

景観計画では、上田駅や、上田城跡公園を中心とする古くからの市街地を「旧城下町」地域として区分し、城下町や蚕都の雰囲気を残す、歴史的、文化的背景に考慮しながら、賑わいと活気、親しみ、安らぎが感じられる景観形成に努めるとする等の景観形成方針を定めている。

【用途地域の状況】

区分	上田地域	丸子地域
第1種低層住居専用地域	320ha	30 ha
第2種低層住居専用地域	0ha	0 ha
第1種中高層住居専用地域	107ha	5.4 ha
第2種中高層住居専用地域	16ha	36 ha
第1種住居地域	332ha	99 ha
第2種住居地域	3.9ha	20 ha
準住居地域	55ha	27 ha
近隣商業地域	107ha	19 ha
商業地域	71ha	0 ha
準工業地域	136ha	90 ha
工業地域	103ha	7.1 ha
工業専用地域	18 ha	0 ha

[3]都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地内の大規模建築物等の既存ストックの現況

店舗名	所在地	店舗面積	開店年月日	主な販売品項目
アリオ上田	天神3-5-1	20,800 m ²	H23.4.21	食品、衣類ほか
イオン上田ショッピングセンター	常田 1-930-1 外	24,045 m ²	S58.7.29	食品、衣類ほか

(2) 公共公益施設等の都市福利施設の立地状況

行政機関

名称	所在地	備考
上田労働総合庁舎	天神2-4-70	ハローワーク、労働基準監督署
上田市役所本庁舎	大手1 11-16	
上田警察署	天神3 15 74	
上田中央消防署	大手2-7-16	

教育・文化施設

名称等		備考
小 学 校	清明小学校	こども館併設
中 学 校	第二中学校	
高 等 学 校	長野県上田高等学校	
各 種 学 校	上田看護専門学校、上田医療専門学校、上	

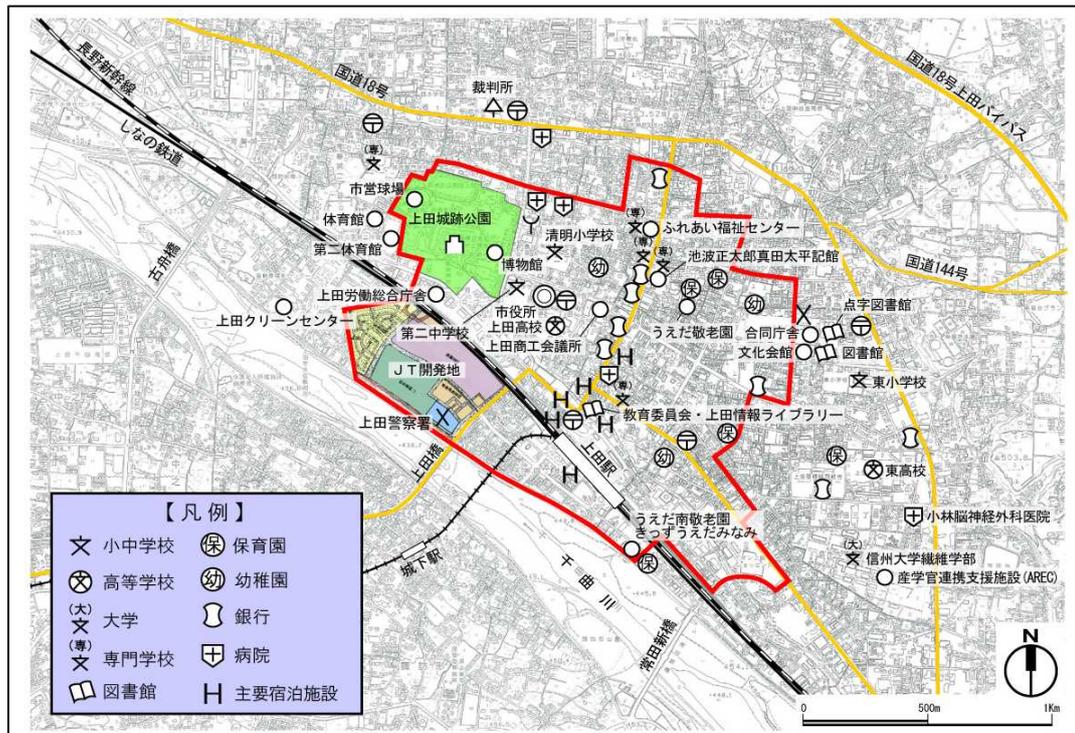
	田情報ビジネス専門学校、綿良学園上田総合文化専門学校、長野外語カレッジ、信学会上田予備校、MANABI外語学院	
交流文化芸術センター 上田市立美術館		
上田城跡公園		隅櫓、市立博物館、
池波正太郎 真田太平記館		
市民体育館		第二体育館隣接
上田市営球場		
上田情報ライブラリー		

医療・福祉施設

	名称など	備考
ふれあい福祉センター	上田市社会福祉協議会、上小圏域障害者総合支援センター	
医療機関（病院）	上田病院、柳澤病院、安藤病院	
介護保険施設	上田病院、柳澤病院、特養うえだ敬老園、有料老人ホームうえだみなみ敬老園、ケアハウスざいもくちょう敬老園、宅老所南天神の家、グループホームぼうやま敬老園、グループホーム北大手（柳沢病院）、複合型老人福祉施設「上田大手門」	
保育園	甘露保育園、聖ミカエル保育園、常田保育園、きっずうえだみなみ（認定こども園併設）	
幼稚園	梅花幼稚園、聖マリア幼稚園	

その他の施設

	名称など	備考
金融機関	三井住友銀行、八十二銀行、群馬銀行、長野銀行、長野県信用組合、上田信用金庫、長野県労働金庫、信州うえだ農業協同組合、郵便局	
その他の公的施設	上田商工会議所、NTT、上田ガス	



(3) 市内の大規模集客施設の立地状況

大規模小売店舗立地法の対象となる店舗は下記のとおりとなっている。10,000㎡を越える大規模集客施設は2箇所となっている。近年は、郊外に立地する例が増えている。

上田地区の記載のうち「(市)」は中心市街地の計画区域内に立地している。丸子地区の(市)は、旧法に基づいて策定した旧丸子町中心市街地活性化基本計画の計画区域内に立地している。以下、大規模小売店舗立地法届出による。

地区	名称	所在地	開店年月日	店舗面積
上田	やおふく秋和店	常磐城 4 - 7 - 18	S51. 5. 1	1,368㎡
上田	マル井ホームファッション(株)上田店	常磐城 587-3	S58.4.1	2,993㎡
上田(市)	イオン上田ショッピングセンター	常田 1-930-1 外	S58. 7.29	24,045㎡
上田	西友三好町店	御所 607-1 外	S58.11.23	2,010㎡
上田	マツヤ上田川西店	小泉 715-1 外	S63.10.15	2,739㎡
上田	上田ショッピングタウン	中央 5-2203-1 外	H 3.11.14	5,213㎡
上田	上田塩尻ショッピングセンター	秋和 361-2 外	H 5.11.20	7,126㎡
上田	紳士服アオキ上田産業道路店	材木町 2-93-2 外	H 6. 4.16	1,150㎡
上田	カインズホーム上田店	秋和 152-1 外	H 6. 4.21	5,854㎡
上田	本久デーツ上田神畑店	神畑 92 外	H 6.11.23	5,500㎡
上田	イオンタウンしおだ野	神畑 374 外	H 7. 6.7	6,958㎡
上田	ツルヤ塩田店	保野 751-2 外	H 9.6.19	2,538㎡
上田	蔦屋書店上田大屋店	大屋 217-2 外	H10. 6.27	1,865㎡
上田	カインズホーム上田店ガーデニングセンター	秋和 145-1 外	H10. 9.19	2,050㎡
上田	上田古里ショッピングタウン	古里 84-19 外	H10. 9.25	3,520㎡

上田	アルペン上田バイパス店	住吉 49 - 口外	H10.12.18	3,939 m ²
上田	西友上田東店	常田 3-300-1 外	H11. 4.17	2,316 m ²
上田	アメリカンドラッグ塩田店	本郷 759 - 1 外	H11.12. 4	1,358 m ²
上田	グリーンパークしおだ野	神畑 512 - 1 外	H12.11. 3	6,744 m ²
上田	ツルヤ山口ショッピングパーク	上田 1221 - 1 外	H12.12. 12	6,983 m ²
上田	ユー・パレットサンライン上田店	芳田 1513 - 1 外	H13.11.23	3,709 m ²
上田(市)	上田駅前ビルパレオ	天神 1 - 8 - 1	H15.12. 6	2,290 m ²
上田	カワチ薬品上田北店	秋和 310 - 5 外	H15.11.21	2,891 m ²
上田	上田築地ファッションモール	築地 150 - 1 外	H17.3. 23	4,248 m ²
上田	西源上田築地店	築地 681 - 4 外	H18.12.13	2,062 m ²
上田	サンタの創庫上田秋和店	秋和 335 - 2 外	H19. 5.16	1,988 m ²
上田	上田アメリカンドラッグショッピングモール	踏入 2-1154 - 1 外	H20 .12. 3	1,135 m ²
上田	ヤマダ電機テックランド新上田店	古里 2019 - 4 外	H 21. 10.30	6,482 m ²
上田	ニトリ上田店	踏入 2-1138 - 12 外	H21 .12.25	2,989 m ²
上田	バロ - 秋和店	秋和 331 - 1 外	H22.5.17	1,759 m ²
上田(市)	ツルヤ上田中央店	中央 6-40-10 外	H22.6.15	2,495 m ²
上田	JA信州うえだ国分産業団地	国分 80 外	H22.7.6	6,277 m ²
上田(市)	アリオ上田	天神 3 - 5 - 1	H23.4.21	20,800 m ²
上田	ケースデンキ上田店	国分 80 - 2 外	H23.9.14	5,953 m ²
上田	(株)ドン・キホーテ	上塩尻 368 - 2 外	H23.10.29	2,821 m ²
上田	クロスガーデン上田緑が丘	緑が丘 1-1-7 外	H24.11.16	7,737 m ²
上田	神畑ショッピングパーク	神畑 700 - 1 外	H26.7.5	4,054 m ²
丸子(市)	ヤスイ家具店	上丸子 1039	S48.10.30	1,424 m ²
丸子	大坂屋家具センター	下丸子 297 - 1	S57.7.1	1,981 m ²
丸子	上田丸子ショッピングセンター	長瀬 2843 - 4 外	H3.10.24	2,213 m ²
丸子(市)	ベルプラザショッピングセンター	中丸子 1647 - 4 外	H4. 12. 3	4,875 m ²
丸子	フレスポまるこ	中丸子 1745 - 1	H18.4.25	4,505 m ²
丸子	マツヤ丸子店	上丸子 331 - 1	H23.4.20	2,178 m ²
丸子(市)	カワチ薬品丸子店	上丸子 1023 外	H24.4.19	2,752 m ²
真田	西友真田店	本原 614 - 1	H12. 3.	1,314 m ²

[4]都市機能の集積のための事業等

1 . 市街地の整備改善のための事業

- 櫓下泉平線道路整備事業
- 上田橋中島線道路整備事業
- 公共サイン整備事業
- 新参町線無電柱化事業
- 観光交流センター（まちの駅）設置運営事業
- 上田城跡公園駐車場整備事業
- 街なみ環境整備事業 柳町紺屋町地区
- 中常田新町線道路整備事業
- 史跡上田城跡整備事業
- 第二中学校改築事業
- 上田城跡公園駐車場整備事業
- 87 上田城跡前修景事業

2 . 都市福利施設を整備する事業

- 上田城跡公園バリアフリー化事業
- コミュニティ施設等整備事業（柳町商店街）
- 子育て中の女性がいきいきと働くための環境整備事業
- 88 ふれあい福祉センター耐震改修事業

3 . 住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業

- 28 優良建築物等整備事業（原町一番街地区）
- 34 優良建築物等整備事業（海野町商店会地区）
- 29 歴史的街並み景観保全事業

4 . 経済活力の向上のための事業及び措置

- 35 まちなかレンタサイクル事業
- 38 中心商店街空き店舗活用助成事業
- 40 空き店舗情報一元化事業
- 41 テナント出店支援事業
- 42 上田城千本桜まつり事業
- 47 共通駐車券発行事業
- 48 海野町商店街駐車場運営事業
- 57 市街地景観整備促進事業
- 64 上田駅前イルミネーション事業
- 66 歴史的地名を保存・活用したまちづくり事業
- 68 交通機関を活用した市街地観光客誘客事業
- 73 N H K大河「真田丸」プロジェクト
- 89 城下町上田誘客促進事業

5 . 公共交通の活性化その他の事業

- 80 別所線再生支援事業
- 81 コミュニティバス運行事業
- 83 運賃低減バス運行事業（実証運行）
- 84 市街地新循環バス運行事業

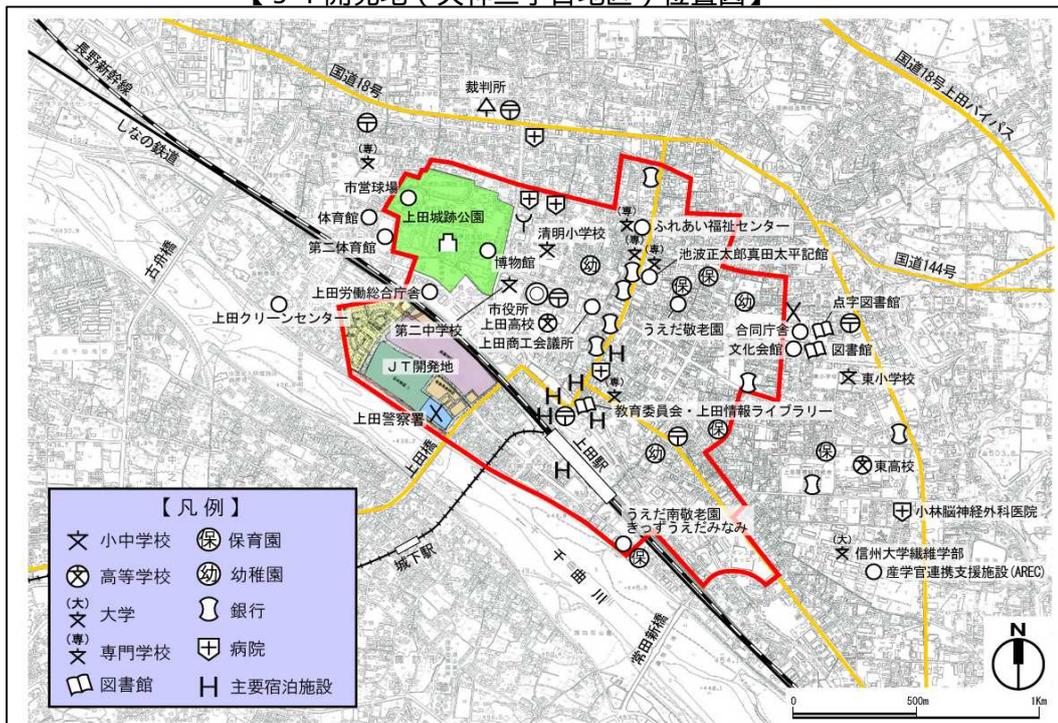
1 1 その他中心市街地の活性化に関する必要な事項

[1]基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1)「まちづくり新拠点」(天神三丁目地区再開発計画)について

中心市街地の一角にあり、上田駅からも至近の位置にあるJT跡地は面積が約19haという広大な土地でありながら、民間の事業者が所有していた。広大な土地の上、厳しい財政事業の折、行政で一括購入して利活用することは困難であったため、開発の主体を民間においたまま、中心市街地の活性化に資するようまちづくりの視点で利活用をするように所有者である日本たばこ産業株式会社には要望してきた。また、中心市街地の活性化に及ぼす影響も大きいことから、開発については慎重に各種団体や市民、議会の声に耳を傾けながら、公共的な利用も含め、中心市街地の中の新たな拠点と位置付けて、前中心市街地活性化基本計画の中で整備され、平成26年10月のサントミュージアム開館で整備が完了した。今後、当該拠点から中心商店街への人の流れを作っていくことが課題。

【JT開発地(天神三丁目地区)位置図】



JT開発地における天神三丁目土地区画整理事業整備



サントミュージゼ（交流文化芸術センター・上田市立美術館）

所在地：長野県上田市天神三丁目 3037～3040

敷地面積：45,469 平方メートル

延床面積：17,595 平方メートル

建築面積：12,303 平方メートル

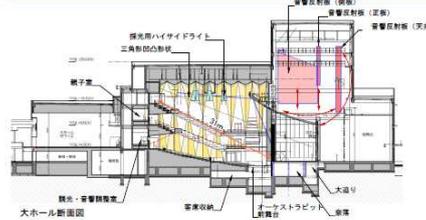
駐車場：395 台（うち身障者用 8 台、大型車 5 台）

施設構成：

- ・大ホール 固定席 1,530 席（最大 1,650 人収容）他付帯施設
- ・小ホール 固定席 320 席、他付帯施設
- ・美術館 常設展示室、企画展示室、収蔵庫、市民アトリエ・ギャラリー、子どもアトリエ、アトリエ

交流・文化施設 実施設計の概要について

大ホール



小ホール



小ホールデザインと施設

- ・小ホールは、ワンボックス型のオープンステージ型で、客席とステージの間にギャラリー席を配置
- ・舞台と客席を繋ぐ仕切壁も出来るため音楽以外に、演劇など多様な利用や演出にも対応可能な構造
- ・壁の仕上げには木材を使用している。

小ホール収容

- ・舞台は12m×9mの大きさで芝居に特化せず、多目的の収容を基本とする。
- ・小ホール客席の全座席（10名程度）を、小ホール（4名程度）3室を備える。

大ホールのデザイン・形状

・大ホールは、響き反響を考えたプロセニアム形式による多目的ホール。

・壁と天井は、地元産木材を三角の断面形状に仕上げた音響に優れた木質ホールで温かみのあるデザインとした。

大ホール座席

- ・座席は18m×18mで、観客と後方を見守り、多目的ホールから観客までの距離は、観客席と舞台との間に確保され、観客席とステージとの距離が近く一体感のあるホールとした。
- ・座席：固定座席 1,530席（最大1,650人収容）
- ・1階席：1,100席（可動座席100席）（定員1,000人）
- ・第1バルコニー：272席（44席）（40人）
- ・第2バルコニー：256席（44席）（40人）
- ・座席：幅52cm、前後95cm（観客席座席：幅45cm、前後90cm）
- ・観客席座席2室、小ホール4室（最大30名程度収容可能）

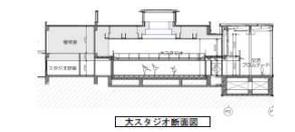
大ホールホワイエ

- ・ホワイエは、開放感あふれる空間とし、平曲線を穿ちたいがう空間を創出し、ドップル入りや平曲線のつり下げ機構に導く空間とした。
- ・ホワイエには、男性用を7、女性用を30名、多目的トイレを4箇所配置した。

大ホール演出設備

- ・ホワイエは、開放感あふれる空間とし、平曲線を穿ちたいがう空間を創出し、ドップル入りや平曲線のつり下げ機構に導く空間とした。
- ・ホワイエには、男性用を7、女性用を30名、多目的トイレを4箇所配置した。

大スタジオ



大スタジオ

- ・大ホールと並んで同じ広さをもち、リハーサルや様々な舞台美術の練習や発表にも利用できる。
- ・天井にはトランプライトを設け自然採光による明るい室内空間とした。
- ・その他、舞台の練習やリハーサル、練習など多様な利用にも対応した設備を設けている。
- ・大規模イベント時の臨時控え室や大ホールのバックヤードとしての利用も可能。

大ホールホワイエ

・ホワイエは、開放感あふれる空間とし、平曲線を穿ちたいがう空間を創出し、ドップル入りや平曲線のつり下げ機構に導く空間とした。

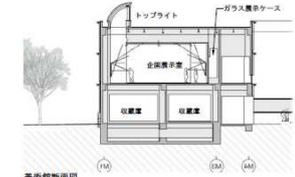
・ホワイエには、男性用を7、女性用を30名、多目的トイレを4箇所配置した。

大ホール演出設備

- ・ホワイエは、開放感あふれる空間とし、平曲線を穿ちたいがう空間を創出し、ドップル入りや平曲線のつり下げ機構に導く空間とした。
- ・ホワイエには、男性用を7、女性用を30名、多目的トイレを4箇所配置した。

交流・文化施設 実施設計の概要について

美術館



美術館 収蔵庫 300㎡

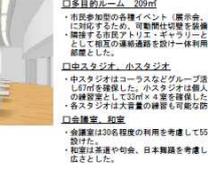
企画展示室 75㎡

- ・展示の多品目・多様な展示形態に対応し、固定や可動式文化財も展示可能とする文化庁「文化財公明展示施設」グレードを確保。貴重な芸術作品を後世に継承するための収蔵庫・展示室を確保する。
- ・基本構成は2階に展示室、1階に展示、収蔵、管理の機能を設け、公明エリアと管理エリアを明確に分けた。
- ・展示室は、可動式の展示棚により使いやすさとし、様々な展示に対応可能。また、ガラスケースを設け、恒久的な展示品を展示可能とした。
- ・常設展示室では、内蔵式展示棚（調音架可動）のうえ、入口は二重扉とした。
- ・企画展示室の西壁面は、展示品のない大規模の展示室とし、上部にトランプライトを設けることで現代アートなどの多様な展示形態への対応も可能とした。

展示室

- ・展示室は、可動式の展示棚により使いやすさとし、様々な展示に対応可能。また、ガラスケースを設け、恒久的な展示品を展示可能とした。
- ・常設展示室では、内蔵式展示棚（調音架可動）のうえ、入口は二重扉とした。
- ・企画展示室の西壁面は、展示品のない大規模の展示室とし、上部にトランプライトを設けることで現代アートなどの多様な展示形態への対応も可能とした。

交流施設



交流施設

- ・市民参加型の各種イベント（展示会、講演会等）に対応するため、可動性仕切壁を設けた。隣接する市民アトリエ・ギャラリーと一体型として相互の連絡通路を設け、一体利用可能な構造とした。
- ・大スタジオは、大ホールと同様に多目的な用途に使用し、小スタジオは個人や小人数での練習として30名程度を確保した。
- ・各スタジオは大容量の練習も可能な防音構造。
- ・防音壁、防音扉
- ・防音壁は30名程度の利用を考慮して55㎡1室を設けた。
- ・防音壁は非音響や可動、日本舞踊を考慮して19畳の広さとした。

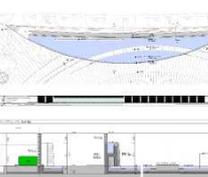
多目的ルーム 200㎡

- ・市民参加型の各種イベント（展示会、講演会等）に対応するため、可動性仕切壁を設けた。隣接する市民アトリエ・ギャラリーと一体型として相互の連絡通路を設け、一体利用可能な構造とした。
- ・大スタジオは、大ホールと同様に多目的な用途に使用し、小スタジオは個人や小人数での練習として30名程度を確保した。
- ・各スタジオは大容量の練習も可能な防音構造。
- ・防音壁、防音扉
- ・防音壁は30名程度の利用を考慮して55㎡1室を設けた。
- ・防音壁は非音響や可動、日本舞踊を考慮して19畳の広さとした。

市民アトリエ 250㎡

- ・子どもたちが伸び伸びと活動するの十分な環境を確保し、準備室を設けるなど施設の充実を図った。
- ・室内は可動壁で仕切ることが可能。
- ・天井は防音で音漏れを防ぐ空間を確保し、仕上げは地元産木材を使用する。
- ・床暖房の導入により、冬場も積極的利用が可能。

市民緑地・広場



市民緑地・広場

- ・市民緑地・広場は、平成28年度の発注に先行して設計を進めて行くが、芝生広場のほか、子育て世代からの要望が多い多機能施設はカバドミナムド北側に、美術設計の中で配置計画した。
- ・千曲川緑地沿いは、程根木の遊歩道を設ける。

市民アトリエ

- ・子どもたちが伸び伸びと活動するの十分な環境を確保し、準備室を設けるなど施設の充実を図った。
- ・室内は可動壁で仕切ることが可能。
- ・天井は防音で音漏れを防ぐ空間を確保し、仕上げは地元産木材を使用する。
- ・床暖房の導入により、冬場も積極的利用が可能。

ミュージアムショップ・ライブラリー

- ・ミュージアムショップとライブラリーは1階受付付帯に設置し、学芸員、ボランティア室ともつながっている。

収蔵庫、展示室、管理室

- ・収蔵庫は美術品収蔵の安全性、信頼性の確保を最優先とした。さらに展示室から収蔵までの作業性も考慮。また、収蔵庫入口は想定外の火災対策として遮断扉を設けた。

(2) 公共交通について

別所線の存続支援

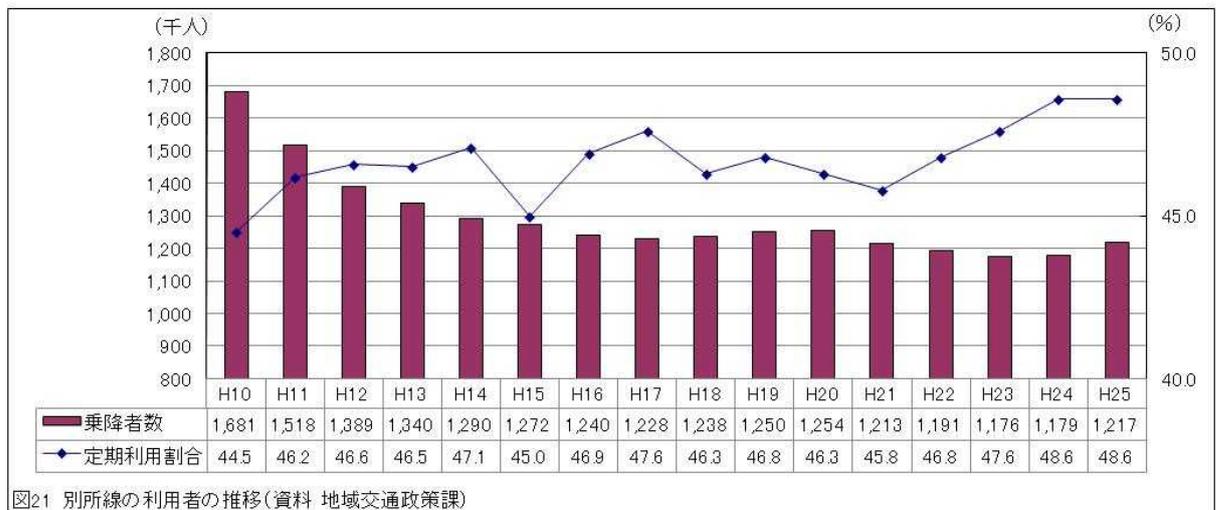
少子高齢化社会に向けて公共交通の維持が重要な課題になっているが、上田市内では中心市街地と郊外を結ぶ上田電鉄別所線の存続問題が以前から論議されていた。別所線は、地域住民にとっては、通学・通勤に欠かせないばかりでなく、「信州の鎌倉」と称され、数多くの文化財が散在する塩田地域の観光にとっても重要な交通手段である。

市は、平成17年2月に別所線に係る25団体により別所線再生支援協議会を設立し、同年3月、平成17年度から5年間にわたる「別所線再生計画」を策定。上田電鉄は、国、県、市の補助を受けながら、鉄道機能向上のための整備を行った。

また、同協議会では、「乗って残そう」をキーワードに、地域住民や支援団体等による自治会回数券の販売斡旋、利用促進シンポジウムや写真撮影会などを開催し別所線の利用促進策に取り組み、その成果もあり平成18年以降3年連続で乗車人員が増加した。

これにより、国土交通省「平成20年交通関係環境保全優良事業者等大臣表彰」を受賞するなど、事業者並びに地域住民が一体となった別所線存続に向けた取組みの成果が現れて来ている。

市は、平成16年度から3年ごとに運行事業者である上田電鉄(株)と運行協定を締結し、国及び県と協調を図りながら、安全対策を中心とした支援を実施しており、現在平成25年度から27年度までの3年間の協定期間とした運行協定に基づき、支援を継続している。また、関係団体と連携した利用促進の取り組みにより、平成24年度から2年連続で乗車人員が増加しており、平成25年度の輸送人員は目標である120万人の大台を確保し、121万7千人となっている。



循環バスについて

平成 19 年に策定した公共交通活性化プランに基づき実施。

平成 26 年 10 月 1 日から、上田市街地循環バス路線図上の施設名称について追加・変更・削除した。

名称	コース	運行日	運賃	運行会社
上田市街地 循環バス	青運行（青バス）	月曜から土曜日	1 乗車 200 円 （高校生以下及び障害者の方は 100 円、小学生以下は無料。）	上田バス株式会社
	赤運行（赤バス）			千曲バス株式会社
丸子地域 循環バス （まりんこ号）	東コース	月・水・金曜日	1 乗車 200 円 （高校生以下及び障害者の方は 100 円、小学生以下は無料。）	千曲バス株式会社
	西コース	火・木・土曜日		
オレンジバス	城下・塩尻コース	月・木曜日	1 乗車 100 円 （60 歳以上・障害者の方・幼児は無料。）	千曲バス株式会社
	西塩田コース	1 日 2 便		上田バス株式会社
	神川・神科コース	火・金曜日		千曲バス株式会社
	東塩田コース	1 日 2 便		上田バス株式会社
	豊殿・神科コース	水・土曜日		上田バス株式会社
	浦里・室賀コース	1 日 2 便		千曲バス株式会社

日曜・祝日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日までは全便運休です。

運賃低減バスについて

近年のモータリゼーションの進展、少子高齢化等によるバス利用者が減少する一方で、バス事業者及び行政が負担するバス運行費用は増大している。将来にわたって路線バスを維持・存続していくため、これまでの「運行に対する補助」から「乗車する人に対する補助」へ発想を転換することで、バス利用者の金銭的負担を軽減し、利用者数の増加により路線バスの活性化を図る「運賃低減バス」の実証運行が、平成 25 年 10 月から開始した。

「運賃低減バス」事業実施の効果

運賃低減バスの実証運行により期待される効果には、次のようなものがあります。これらの効果は、市が取り組んでいる他の重要施策の達成にも密接に関係する。

低炭素社会づくりの推進（二酸化炭素の削減）

バスは、一人当たり二酸化炭素の排出量がマイカー（自家用車）の約 3 分の 1 と言われています。人が移動する際にマイカーよりもバスなどの公共交通機関を利用するようになれば、二酸化炭素排出量の削減につながる。

高齢者福祉・健康増進対策

買い物や通院など、高齢者の生活の足として選択の幅が広がります。また、利用者が自宅や勤務先などからバス停までを歩くことにより健康増進にもつながる。

交通安全・渋滞対策

マイカーから、バスへ通勤方法を転換することにより、朝夕の交通渋滞が解消され、また、交通事故の削減にもつながる。

高校生などの通学費負担軽減

親の運転による高校生のマイカー送迎をバス通学に転換することにより、親の負担軽減や、交通量の削減につながり、また、交通事故の減少にもつながる。

気軽にまちなかへ

公共交通の利便性が向上することにより、誰もが気軽にまちへ出かけることが可能になり、人の流れが活発化し、中心市街地をはじめとする、まちの活性化につながる期待。

運賃低減バスの概要について

1 対象となるバス路線・・・市内を運行する路線バス（17 路線）

上田バス：菅平線、真田線（渋沢線）、傍陽線、豊殿線、信州上田医療センター線、塩田線、西丸子線、信州の鎌倉シャトルバス

千曲バス：祢津線、佐久上田線、鹿教湯線、武石線、県道川西線、室賀線、青木線

東信観光バス：中仙道線、丸子線

JR バス関東長久保線は除く

2 実証運行期間・・・平成 25 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの 3 年間

3 運賃設定・・・下表のとおり

市内を3つのエリア（運賃区界）に分け、同一エリア内での乗降は、1 乗車当たり

上限 300 円。また、隣接エリア間での乗降は、1 乗車当たり上限 500 円。

	実証運行前の運賃	実証運行後の運賃		実証運行前の運賃	実証運行後の運賃
同一エリア内の乗降	100円～140円	100円	隣接エリア間での乗降	100円～140円	100円
	150円～190円	150円		150円～190円	150円
	200円～240円	200円		200円～240円	200円
	250円～290円	250円		250円～290円	250円
	300円～	300円		300円～690円	300円
				700円～790円	350円
				800円～890円	400円
				900円～990円	450円
				1,000円～	500円

- ・運賃低減バスの対象となるのは、市内での乗降のみ（平成 26 年 10 月より、青木村内での乗降も対象）
- ・通勤・通学定期券の料金も低減の対象。



上田市バス路線図

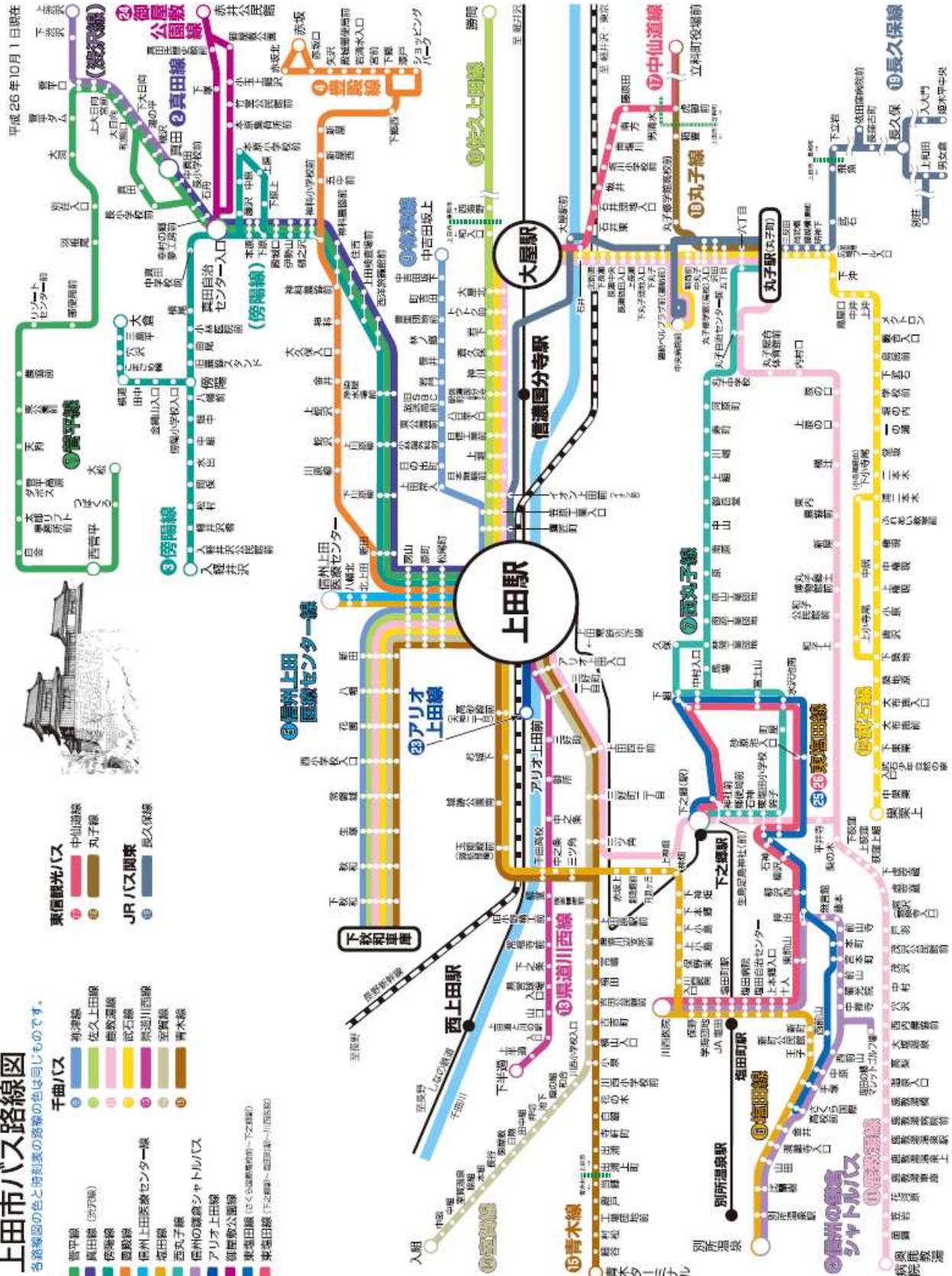
各路線の色と時刻表の路線の色は同じものです。

- 上田バス**
- 菅平線
 - 真田線 (空ア線)
 - 傍陽線
 - 信州上田系センター線
 - 坂田線
 - 西丸子線
 - 信州の健康シャトルバス
 - アリオ上田線
 - 御屋敷公園線
 - 東通田線 (下之郷駅～下之郷駅前)
 - 東通田線 (下之郷駅～下之郷駅前)

- 千曲バス**
- 妙津線
 - 佐久上田線
 - 徳敷湖線
 - 成石線
 - 東通川西線
 - 笠賀線
 - 青木線

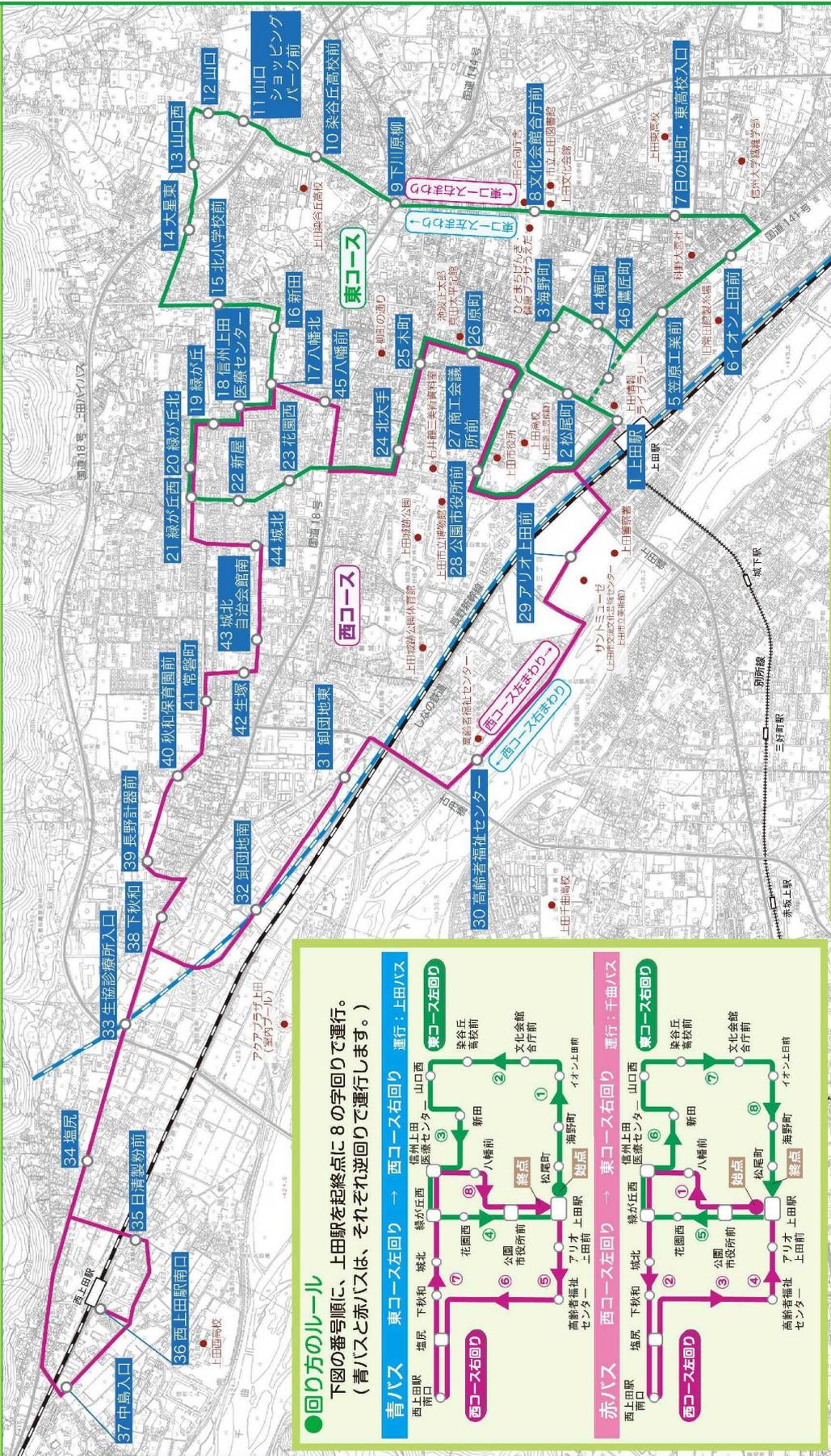
- 東信郡光バス**
- 中山道線
 - 丸子線
- JRバス関東**
- 長久保線

平成26年10月1日現在



平成 26 年 10 月 1 日現在

乗って残そう公共交通！！ 上田市街地循環バス路線図



■ 上田市街地循環バスのお問い合わせは
 青バス：上田バス㈱ TEL0268-22-1504
 赤バス：千曲バス㈱ TEL0268-22-2363
 上田市都市建設部地域交通政策課
 TEL0268-23-5011

お得な「循環バス回数券」発売中です！！
 「上田市街地循環バス」と「丸子地域循環バス」に利用できるお得な回数券を発売中です。ぜひ、ご利用ください。
 <金額>1冊 2,000円 (1冊 100円券 22枚付まで 200円サービス)
 <購入場所>循環バス車内、上田バス㈱・千曲バス㈱上田営業所

裏面に時刻表を載せています。

● 回り方のルール
 下図の番号順に、上田駅を起終点に 8 の字回りで運行。
 (青バスと赤バスは、それぞれ逆回りで運行します。)

青バス 東コース左回り → 西コース右回り 運行：上田バス

西コース右回り

東コース左回り

赤バス 西コース左回り → 東コース右回り 運行：千曲バス

西コース左回り

東コース右回り

● 運行日：平日と土曜日
 ※ 日曜、祭日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日は運休
 ● 運賃：1 回 200 円
 ※ 高校生以下、障害者手帳所持者は 100 円
 ただし、小学生以下は無料

(3) 総合保健センター整備事業

1 事業概要

(1) 総合保健センター

総合保健センターは、健康づくりの拠点として各地域保健センターとの連携により全市民対象の効果的な健康づくり施策を展開。

(2) 中央子育て支援センター・発達相談センター・教育相談所

子育て支援の拠点として、各地域子育て支援センターの中心的役割を果たし、子どもの発達相談や不登校に関する相談など子どもに関する相談窓口を集約。

(3) 子どもに関わる相談の連携(健康福祉部・こども未来部・教育委員会)



2 施設整備概要

(1) 面積・構造 3,677.87 m² 鉄骨造 2階建て

(2) 内 容
1階

施設名	主な内容、特徴
健診スペース	乳幼児及び成人健診、保健指導を行う場
各種相談室	母乳育児や妊婦相談室、健康相談室
健康体験コーナー	健康づくりの情報発信、体組成・運動量測定などで健康に関心を高める場
親子広場	常設の親子広場、子育てサークルの活動拠点
感染症対策室	ワクチンやインフルエンザ対策備蓄品の保管室
事務室	各種手続きなどの受付カウンター
共用部分	エントランスホール、多目的トイレ、親子トイレ

2階

施設名	主な内容、特徴
多目的ホール	ウォーキングや運動の集団指導室

健康増進ルーム	運動器具を使った運動体験室、個別運動処方と実践
調理室・食育ルーム	離乳食教室や栄養講座の実践指導室
発達相談室	発達障害児やその親に対しての相談や支援を行う場所
教育相談所	不登校や就学等に関する相談
会議室	大会議室 1、小会議室 2
共用部分	多目的トイレ、幼児トイレ、書庫

外構

施設名	主な内容、特徴
駐車場	駐車台数約 270 台（うち身障者スペース 5 台）
緑地	芝生広場、周回遊歩道 500m、植栽

[2]都市計画等との調和

(1) 新生「上田市建設計画」との整合について

平成18年3月に1市2町1村の新設対等合併によって発足した上田市は、合併前に上田市・丸子町・真田町・武石村合併協議会によってまちづくりの指針となる新生「上田市」建設計画を策定した。建設計画では旧市町村の役場、支所に地域自治センターを整備し、周辺部が寂れることのない均衡ある発展を目指すとともに、上田駅を中心とした地区を新市の玄関口として都市機能の充実を推進することとしていた。新市発足後、建設計画の内容を基礎として第一次上田市総合計画の策定に着手した。

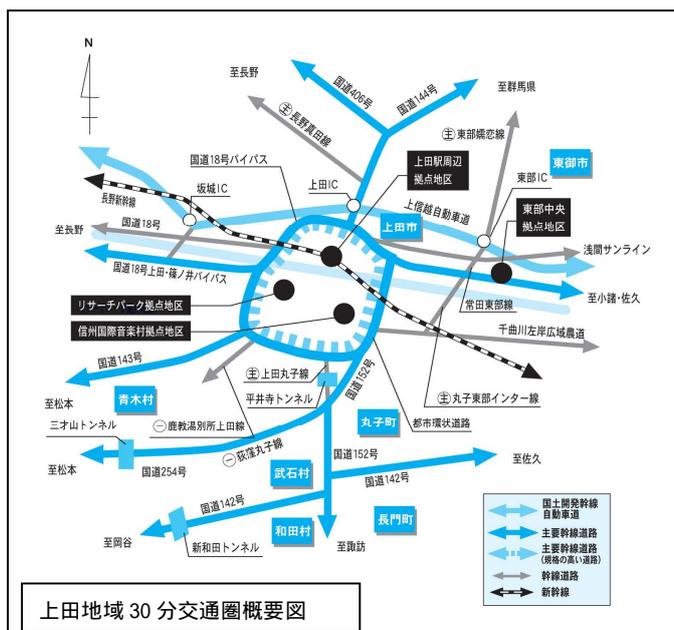
(2) 第一次上田市総合計画との整合について

新市発足後、第一次上田市総合計画、国土利用計画の策定を進め、平成20年から実行に移している。総合計画では中心市街地の商業をはじめとする各種の都市機能の充実と郊外への

無計画な拡散を抑制することとし、近隣の観光資源と商店街との回遊性を高め、観光と商業の相乗効果の発揮を促すこととしている。また、中心市街地に公共施設や文化機能を集積させるとともに、「まちなか居住」を進めることとしている。

また、市内外の交流を円滑に進めるため、近隣市町村とも連携を図りながら、「上田地域30分(サンマル)交通圏」構想の実現にむけ道路網を整備し、上田駅のアクセスを高めることで、上田市の中心市街地の活性化が広域的な効果を発揮することを図っている。

国土利用計画では集約型都市構造への誘導と個性あふれる地域づくりの推進を基本



方向として掲げ、既存の都市ストックを生かしながら中心市街地の活性化を図るとしている。

(3) 上田市都市計画マスタープランとの整合について

新上田市のうち、旧上田市、旧丸子町が都市計画域を設定していた。新市発足後、全市域を一体の都市としてまちづくりの指針を定める必要があることから都市計画マスタープランの策定に着手している。

素案では、まちづくりの方針として集約型都市構造への土地利用の誘導を掲げ、既存ストックを生かした拠点集約型都市構造の実現、にぎわいと活力ある中心市街地の充実を掲げている。一方、地域別の方針は多様な都市機能を備えた市民や来訪者が行き交うにぎわいと交流にあふれる中核拠点づくりを目指すとしている。

[3]その他の事項

特になし

1.2 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「3. 中心市街地の活性化の目標」(P64～76)に記載
	認定の手続き	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」(P110～122)に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」(P56～63)に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」(P110～122)に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」(P123～129)に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」(P130～140)に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」(P77～107)に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	事業等ごとに掲載した「目標達成のための位置付け及び必要性」(P78～107)に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業等ごとに掲載した「実施主体」(P78～107)に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	事業等ごとに掲載した「実施時期」(P78～107)に記載